

平成30年4月23日明石市規則第68号

明石市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（平成30年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、特別の定めがあるもののほか、条例において使用する用語の例による。

(近隣住民)

第3条 条例第4条第1項に規定する近隣住民は、次の各号に掲げる住宅宿泊事業を営もうとする住宅（以下この条において単に「住宅」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 共同住宅に存する住宅 当該共同住宅に居住する住民

(2) 一戸建ての住宅、長屋又は寄宿舍に存する住宅 当該住宅の所在地をその区域に含む自治会（明石市における自治会等に関する規則（昭和41年規則第18号）第3条第4項に規定する登録を受けた自治会をいう。以下この号において同じ。）の区域に居住する住民（当該住宅の所在地をその区域に含む自治会が結成されていない場合にあっては、市長が別に定める者）

2 前項の場合において、共同住宅のすべての住戸を住宅宿泊事業の用に供するときは、当該共同住宅は一戸建ての住宅とみなす。

(提出しなければならない書面)

第4条 条例第4条第3項に規定する、条例第4条第1項の規定による周知を図った旨及びその内容を証する書面は、次に掲げるものとする。

(1) 近隣住民に対する周知報告書（様式第1号）

(2) 条例第4条第1項の説明会の参加者に配付した書面の写し

2 条例第4条第5項に規定する、条例第4条第4項の規定による周知を図った旨及びその内容を証する書面は、次に掲げるものとする。

(1) 近隣住民に対する変更周知報告書（様式第2号）

(2) 条例第4条第4項の規定により近隣住民に配付した書面の写し

(設置を禁止する設備)

第5条 条例第5条に規定する規則で定める設備は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第3条第3項第1号

イ又はロに掲げる設備とする。

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。